

諮問庁：独立行政法人地域医療機能推進機構

諮問日：令和6年6月20日（令和6年（独個）諮問第36号）及び同月21日（同第37号）

答申日：令和7年2月26日（令和6年度（独個）答申第82号及び同第83号）

事件名：本人の患者カルテの利用不停止決定に関する件

本人に係る機構内及び顧問弁護士等とのメールのやり取りの利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の各利用停止請求につき、利用不停止とした各決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）98条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、令和6年2月14日付け地域医療機構発総第0214002号及び同年3月26日付け同第0326009号により独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各利用不停止決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分1

ア 事実

(ア) 審査請求人は、2024年1月14日付けで、法に基づき、保有個人情報の利用停止を処分庁に対して請求（以下「本件利用停止請求1」という。）した。

本件利用停止請求1に係る保有個人情報は、患者カルテ（診療録）（地域医療機構発総第1214002号）（以下「本件開示文書」という。）に記載された全ての情報（本件対象保有個人情報1）である。

- (イ) 本件開示文書は、特定病院の当時の特定医師A、特定医師B及び特定看護師が作成した審査請求人の特定年月日の受診に関する文書であり、表紙、診療録、患者情報、受診歴及び傷病名記録の文書で構成される。なお、本件開示文書の診療録には看護記録が含まれている。
- (ウ) 処分庁は、2024年2月14日付け「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）」（地域医療機構発総第0214002号、以下、第2において「本件通知書1」という。）により、審査請求人に対して、原処分1についての通知を行った。
- (エ) 処分庁は、本件通知書1において、別紙の2（1）のとおり、利用停止をしない理由を提示した。
- (オ) 処分庁は、本件通知書1において、下記（略）のとおり、不服申し立てについて教示した。
- (カ) 機構の2024年1月9日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（地域医療機構発総第0109003号）の別紙によると、機構の特定病院及び本部の職員は、「2023年6月29日に開示請求者に対して開示した情報」が添付されたメールを顧問弁護士と送受信した。
- イ 本件対象保有個人情報1は、法27条1項の規定に違反して第三者に提供されたこと
- (ア) 機構は「個人情報取扱事業者」に当たり、審査請求人は保有個人情報の第三者提供に同意していないにもかかわらず、上記ア（カ）の事実が認められるから、処分庁は法27条1項の規定に違反して第三者に保有個人情報を提供したことが認められる。
- (イ) 処分庁は、原処分1の理由付記において、上記ア（カ）の提供が法27条5項1号に当たることを理由として、法27条1項の規定に違反した事実がないことを主張するところ、次の理由で、かかる主張は失当である（付言するに、原処分1の理由付記において、処分庁は、法27条を根拠条項として挙げているところ、正確には、法27条1項であり、原処分1の理由付記は、行政手続法の趣旨等から適切ではないと考えられる。）。
- a 本件対象保有個人情報1の利用目的は患者の診療経過等の記録であるところ、顧問弁護士への提供はかかる利用目的とは関係ないから、法27条5項1号には当たらない。
- b 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」51頁には、「第三者提供を行う場合のほか、他の事業者への情報提供であっても、①法令（条例を含む。）に基づく場合など第三者提供の例外に該当する場合、②「第三

者」に該当しない場合、③個人が特定されないように、匿名加工情報に加工して情報提供する場合などにおいては、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供の上で必要とされていない事項についてまで他の事業者に提供することがないようにすべきである。」と説示されており、弁護士への提供は無制限に認められるわけではない（しかも、本件対象保有個人情報1は要配慮個人情報であるから、提供は必要最小限であることは言うまでもない。）

機構は、審査請求人による保有個人情報の訂正請求及びその訂正請求に係る不作為についての審査請求について、顧問弁護士と協議するため、本件対象保有個人情報1を顧問弁護士に提供したのである。

そして、審査請求人による保有個人情報の訂正請求及びその訂正請求に係る不作為についての審査請求の対象となる保有個人情報は、本件対象保有個人情報1の一部であり、病歴等に関する部分は含まれない。

そうすると、機構は、業務遂行に必要な範囲を超えて、顧問弁護士に対して、本件対象保有個人情報1を提供したと認められる（少なくとも、審査請求人の病歴等を開示する必要は全くない。）。

この点からも、機構は、本件対象保有個人情報1をその利用目的を超えて顧問弁護士に提供したと認められるから、機構による本件対象保有個人情報1の提供は、法27条5項1号には当たらない。

ウ 結語

以上により、本件審査請求には理由があるから、速やかに認容されるべきである。

(2) 原処分2

ア 事実

(ア) 審査請求人は、2024年1月28日付けで、法に基づき、保有個人情報の利用停止を処分庁に対して請求（以下「本件利用停止請求2」という。）した。

本件利用停止請求2に係る保有個人情報は、別紙の1(2)に掲げる各文書及びその添付ファイル等に記載されたものとする。

(イ) 処分庁は、2024年3月26日付け「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）」（地域医療機構発総第0326009号、以下「本件通知書2」という。）により、審査請求人に対して、原処分2についての通知を行った。

(ウ) 処分庁は、本件通知書2において、別紙の2(2)のとおり、利用停止をしない理由を提示した。

(エ) 処分庁は、本件通知書2において、下記(略)のとおり、不服申し立てについて教示した。

イ 原処分2は誤りであること

理由は、本件利用停止請求2において述べたとおりである。

ウ 結語

以上により、本件審査請求には理由があるから、速やかに認容されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

機構による法101条2項に基づく各利用不停止決定(原処分1及び原処分2)に対する審査請求(以下、順に「本件審査請求1」及び「本件審査請求2」という。)については、以下の理由により、原処分維持が妥当であると考えらる。

1 原処分1(諮問第36号)

(1) 本件審査請求1に係る利用停止請求の対象保有個人情報について

本件審査請求1に係る利用停止請求(本件利用停止請求1)の対象となる保有個人情報(本件対象保有個人情報1)は、諮問庁が設置及び運営を行う特定病院が、特定年月日に審査請求人に対して行った診療の記録である。

(2) 本件審査請求1に至るまでの経緯について

審査請求人は、諮問庁に対し、令和5年11月17日付けで保有個人情報開示請求を行い、諮問庁は、同年12月14日付けで本件対象保有個人情報1の開示決定を行った。

諮問庁は、審査請求人からの別件保有個人情報開示請求に対し、諮問庁が顧問弁護士に審査請求人の診療録を送付した旨の記載を含む保有個人情報開示決定を令和6年1月9日付けで行った。

その後、審査請求人は、諮問庁に対し、令和6年1月14日付けで、本件利用停止請求1を行い、諮問庁は、同年2月14日付けで原処分1を行った。

これに対し、審査請求人は、同年同月17日付けで本件審査請求1を行った。

(3) 顧問弁護士に本件対象保有個人情報1を提供した経緯について

審査請求人からは、特定病院が、診療情報の提供等に関する指針について(平成15年9月12日医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知)に基づき令和5年6月27日付けで開示した審査請求人の診療情報に対する訂正請求書(令和5年6月29日付け)及び訂正請求に対する対応に係る不作為の審査請求書(略)が提出され、これらに対応

するため、特定病院が委任契約を締結している顧問弁護士に審査請求人に開示した診療情報を提供したものである。

なお、特定病院が顧問弁護士に提供した診療情報と本件対象保有個人情報1は審査請求人の診療録で同一のものであるから、以下、いずれも「本件対象保有個人情報1」と表記する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、諮問庁が顧問弁護士に本件対象保有個人情報1を提供したことに対して、第三者への提供を同意していないにもかかわらず提供したことは法27条1項の規定に違反すること、顧問弁護士への提供は利用目的とは関係ない、また、利用目的を超えて提供したと認められ、法27条5項1項には当たらないことを理由に、原処分1の取消しを求める旨主張している。以下では、審査請求人の主張について検討する。

ア 審査請求人は顧問弁護士への提供は本件対象保有個人情報1の利用目的とは関係ないと主張する。

しかし、特定病院の個人情報の利用目的では、「その他、患者さまに係る管理運営業務」「独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）の管理運営に係る情報提供」を明示しており、審査請求人からの訂正請求や審査請求に対しては、法人として法令に則り対応する必要から、専門家の意見を求めるため委任契約を締結している顧問弁護士に提供したもので、「患者さまに係る管理運営業務」「管理運営に係る情報提供」にあたることは明らかであり、審査請求人の主張は前提を欠く。

イ 審査請求人は、本件対象保有個人情報1については、訂正請求している情報のみ提供すべきであり、全てを提供したことは、本件対象保有個人情報の利用目的を超えると主張する。

しかし、顧問弁護士へは、審査請求人からの本件対象保有個人情報1の訂正請求などへの対応について専門家としての意見を求めることを目的に、訂正請求の対象情報を含む一連の診療経過の情報を提供する必要があると判断し提供したものであり、利用目的を逸脱しておらず、審査請求人の主張は認められない。

なお、患者である審査請求人が特定病院を受診したのは当該日のみであり、本件対象保有個人情報1には、当該日の診療情報しか記載されていない。

ウ また、仮に審査請求人の主張するように顧問弁護士が法27条1項の規定する第三者に該当するとしても、本件は同項2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当することは明らかであり、結論を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報1の顧問弁護士への提供は委託（法27条5項1号）に伴うものであり、第三者への提供とはいえない。仮に第三者に該当するとしても法27条1項2号の例外に該当することから、本人の同意を得ることなく顧問弁護士への提供が認められる。そのため、法27条に違反した事実はなく、本件対象保有個人情報1の利用停止請求につき利用不停止とした原処分1は妥当であり、これを維持すべきである。

2 原処分2（諮問第37号）

(1) 本件審査請求2に係る利用停止請求の対象保有個人情報について

本件審査請求2に係る利用停止請求（本件利用停止請求2）の対象となる保有個人情報（本件対象保有個人情報2）は、令和6年1月9日付けで審査請求人に対して一部開示決定された別紙1（省略）に掲げる文書のうち「特定消防とのやり取り」及び「機構内の対応協議」を除く文書に記載された保有個人情報である。

(2) 本件審査請求2に至るまでの経緯について

審査請求人は、諮問庁に対し、令和5年11月9日付けで、別紙2（省略）に掲げる保有個人情報開示請求を行い、諮問庁は、令和5年12月7日付けで開示決定の期限の延長を行い、令和6年1月9日付けで開示をしない旨の決定及び開示決定を行った。

その後、審査請求人は、諮問庁に対し、同年1月28日付けで、本件利用停止請求2を行い、諮問庁は、同年2月27日付けで利用停止決定等の期限の延長を行い、同年3月26日付けで原処分2を行った。

これに対し、審査請求人は、同年4月6日付けで本件審査請求2を行った。

(3) 審査請求人の主張は、原処分2の妥当性を左右するものではないこと

審査請求人は、本件対象保有個人情報2の利用は、諮問庁が設置及び運営する特定病院及び諮問庁内部に限定されると考えるのが相当であるところ、顧問弁護士、厚生労働省及び総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提供したことは利用目的の範囲外で、法69条1項及び2項に違反すると本件利用停止請求2において主張し、本件審査請求2では、原処分2は誤りであり、理由は本件利用停止請求2で述べたとおりであると主張している。

以下では、審査請求人の主張について検討する。

ア 利用目的制限について

審査請求人は、顧問弁護士及び審査会への本件対象保有個人情報2の提供は利用目的の範囲外で法69条1項に違反すると主張する。

（諮問庁は、別表第二に掲げる法人（法58条1項1号）に該当し、

利用目的規制に関する利用停止請求の要件は法 6 9 条ではなく、法 1 8 条となる（法 1 2 5 条 3 項）。

しかし、特定病院の個人情報の利用目的では、「その他、患者さまに係る管理運營業務」、「独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）の管理運営に係る情報提供」等を明示しており、本件対象保有個人情報 2 についてもその利用目的の範囲内で取り扱っているから、法 1 8 条に違反した事実はない。

イ 第三者提供の制限について

審査請求人は、顧問弁護士及び審査会への本件対象保有個人情報の 2 の提供は法 6 9 条 2 項に違反すると主張する。（諮問庁は、別表第二に掲げる法人（法 5 8 条 1 項 1 号）に該当し、第三者提供の制限に関する利用停止請求の要件は法 6 9 条ではなく、法 2 7 条となる（法 1 2 5 条 3 項））。

しかし、特定病院とその弁護士、諮問庁とその弁護士はそれぞれ委任契約を締結しており、当該弁護士への保有個人情報の提供は、委託（法 2 7 条 5 項 1 号）に伴うものである。

また、審査会に対しては、審査請求人の氏名等それ単独で特定の個人を識別できる情報を提供していない。

そして、これらが仮に個人データの第三者提供に該当するとしても、「財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意をえることが困難であるとき」（法 2 7 条 1 項 2 号）に該当するから、法 2 7 条に違反した事実はない。

（4）結論

以上のとおり、原処分 2 は妥当であり、これを維持するべきである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和 6 年 6 月 2 0 日 諮問の受理（令和 6 年（独個）諮問第 3 6 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月 2 1 日 諮問の受理（令和 6 年（独個）諮問第 3 7 号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年 8 月 6 日 審議（令和 6 年（独個）諮問第 3 6 号及び同第 3 7 号）
- ⑥ 同年 1 1 月 2 8 日 審議（同上）
- ⑦ 令和 7 年 2 月 1 8 日 令和 6 年（独個）諮問第 3 6 号及び同第 3 7 号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各利用停止請求について

本件各利用停止請求は、本件対象保有個人情報の提供の停止を求めるものであるところ、処分庁は、法27条1項の規定に違反して提供されている事実はないとして利用不停止とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止（提供の停止）の要否について検討する。

2 利用停止請求対象情報該当性について

- (1) 利用停止請求については、法90条1項において、同項1号及び2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されており、法98条1項2号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が法69条1項及び2項又は法71条1項の規定に違反して提供されているとき、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる旨を規定している。

また、法125条3項において、法58条1項各号に掲げる者についての法98条の規定の適用については、同条1項2号中「法69条1項及び2項又は71条1項」とあるのは「法27条1項又は28条」とする旨規定されており、機構は、法58条1項1号に規定する「別表第二に掲げる法人」に該当することから、法27条1項又は28条の規定に違反して提供されているとき、当該個人データの提供の停止を請求することができることとなる。

そして、法100条は、「行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定している。

- (2) 本件対象保有個人情報は、いずれも審査請求人が法に基づく保有個人情報の開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法90条1項1号に該当すると認められる。

また、本件対象保有個人情報の法16条3項に規定する「個人データ」該当性について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件対象保有個人情報1が記録された患者カルテは、法16条3項に規定する「個人データ」に該当する。

しかしながら、本件対象保有個人情報2が記録されたメール及びこれに添付された各文書については、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することがで

きるようにしていないことから、当該メール及びこれに添付された各文書は、いずれも「個人データ」に該当しない。

(3) 本件対象保有個人情報1について

本件対象保有個人情報1が記録された患者カルテは「個人データ」に該当するという上記(2)の諮問庁の説明は是認できる。

したがって、本件対象保有個人情報1は「個人データ」に該当することから、法27条1項において第三者提供が制限される対象となると認められる。

(4) 本件対象保有個人情報2について

本件対象保有個人情報2が記録されたメール及びその添付ファイルの管理形態について、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるようにしていない旨の上記(2)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

諮問庁が説明する上記管理形態に照らせば、当該メール及びこれに添付された各文書は、いずれも「個人データ」に該当しないとする諮問庁の説明は首肯でき、法27条1項の第三者提供の制限に反することを理由とする利用停止請求の対象となるとは認められない。

3 本件対象保有個人情報1の利用停止(提供の停止)の要否について

(1) 当審査会事務局職員をして、本件対象保有個人情報1について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、上記第2の2(1)において、機構の特定病院及び本部の職員は、審査請求人による保有個人情報の訂正請求及びその訂正請求に係る不作為についての審査請求について、顧問弁護士と協議するため、本件対象保有個人情報1が記録された患者カルテが添付されたメールを顧問弁護士と送受信したが、本件対象保有個人情報1の利用目的は患者の診療経過等の記録であるところ、顧問弁護士への提供はかかる利用目的とは関係ない、また、審査請求人による本件対象保有個人情報1の訂正請求及びその訂正請求に係る不作為についての審査請求の対象となる保有個人情報は、本件対象保有個人情報1の一部であり、病歴等に関する部分は含まれず、機構は、業務遂行に必要な範囲を超えて、顧問弁護士に対して、本件対象保有個人情報1を提供したと認められるから、機構による本件対象保有個人情報1の提供は、法27条5項1号には当たらない旨主張する。

イ 特定病院の個人情報の利用目的では「患者さまに係る管理運営業務のため」を明示しており、本件対象保有個人情報1の顧問弁護士への提供は、本件対象保有個人情報1につき、審査請求人から提出された別件の訂正請求書及び当該訂正請求に係る不作為の審査請求書が提出

されたことに対応するため、特定病院が委任契約を締結している顧問弁護士に専門家としての意見を求めることを目的に、訂正請求の対象情報を含む一連の診療経過の情報を提供する必要があると判断して提供したものであり、上記利用目的の範囲内で提供したものである。

ウ また、当該顧問弁護士に対する提供は、法27条5項1号に該当する委託に伴うものであることから、第三者への提供に該当しない。

(2) 以下、検討する。

ア 当審査会において、本件対象保有個人情報1を確認したところ、審査請求人が特定病院を受診した際に作成された診療録であると認められる。また、本件対象保有個人情報2が記録されたメールを確認したところ、審査請求人から提出された別件の訂正請求書及び当該訂正請求に係る不作為の審査請求書が提出されたことに対応するため、特定病院が委任契約を締結している顧問弁護士に専門家としての意見を求めることを目的に、本件対象保有個人情報1をメールに添付して提供したことが認められる。

イ 上記目的での本件対象保有個人情報1の顧問弁護士への提供について、第三者への提供に該当しないとす上記(1)イ及びウの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえない。そうすると、機構において、本件対象保有個人情報1を法27条1項に違反して第三者に提供しているとは認められない。

(3) 以上のことから、本件対象保有個人情報1については、法100条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 本件対象保有個人情報2の利用停止（提供の停止）の可否について

上記2(4)における判断を踏まえると、本件対象保有個人情報2は個人データには該当せず、法27条1項にて第三者提供が制限されている対象にならないことから、当該情報の利用停止（提供の停止）請求につき、法100条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法100条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当しないとす利用不停止とした各決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象保有個人情報が記録された文書

(1) 本件対象保有個人情報1が記録された文書

患者カルテ（診療録・患者情報・受診歴・傷病名記録）

(2) 本件対象保有個人情報2が記録された文書

ア 特定病院とその顧問弁護士とのメール①ないし⑬

イ 機構本部とその顧問弁護士とのメール⑭ないし⑯

ウ 特定病院（同病院の顧問弁護士）と機構本部とのメール⑰ないし⑲

エ 審査会と機構本部とのメール⑳ないし㉒

※ いずれも添付ファイルを含む。

2 利用停止をしないこととした理由

(1) 原処分1

以下のとおり法18条及び27条に違反した事実はないため。

①利用目的規制について

機構は、別表第二に掲げる法人（法58条1項1号）に該当し、利用目的規制に関する利用停止請求の要件は、法69条ではなく、法18条となる（法125条3項）。

機構は、利用停止請求の対象となった個人情報につき、主として患者の診療のため（診療経過等の記録のため）に取得し、その範囲内で取り扱っているから、法18条に違反した事実はない。

②第三者提供の制限について

機構は、別表第二に掲げる法人（法58条1項1号）に該当し、第三者提供の制限に関する利用停止請求の要件は、法69条ではなく、法27条となる（法125条3項）。

特定病院は弁護士と委任契約を締結しており、当該弁護士への診療情報の提供は、委託（法27条5項1号）に伴うものであるから、法27条に違反した事実はない。

(2) 原処分2

以下のとおり法18条及び27条1項に違反した事実はないため。

①利用目的規制について

機構は、別表第二に掲げる法人（法58条1項1号）に該当し、利用目的規制に関する利用停止請求の要件は、法69条ではなく、法18条となる（法125条3項）。

機構は、利用停止請求の対象となった個人情報につき、患者に係る管理運営業務のため（保有個人情報開示等請求への対応等の業務遂行のため）に取得し、その範囲内で取り扱っているから、法18条に違反した

事実はない。

②第三者提供の制限について

機構は、別表第二に掲げる法人（法58条1項1号）に該当し、第三者提供の制限に関する利用停止請求の要件は、法69条ではなく、法27条となる（法125条3項）。

特定病院とその弁護士及び機構本部とその弁護士はそれぞれ委任契約を締結しており、当該弁護士への個人データの提供は、委託（法27条5項1号）に伴うものであるから、法27条に違反した事実はない。

また、審査会に対しては、請求者の氏名等それ単体で特定の個人を識別できる情報を提供していない。そして、これが個人データの第三者提供に該当するとしても、「財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（法27条1項2号）に該当するから、法27条に違反した事実はない。